

### Ⅲ 具体施策の展開

#### 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

##### (1) 男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実

###### <現状と課題>

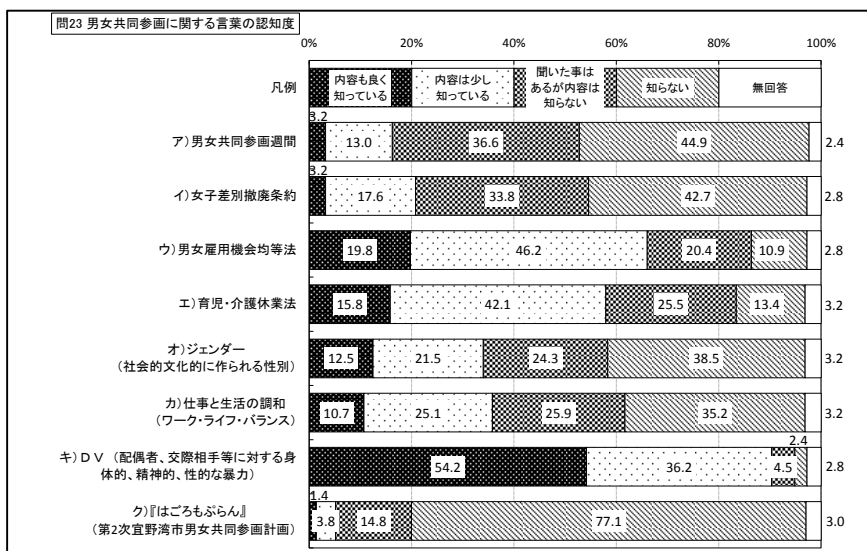
男女共同参画社会の実現には、まず男女共同参画の目的や意義等を市民一人ひとりが理解し、考え、行動することが重要です。国や県においても、男女共同参画の理念に基づいた法律や制度の整備が進んでおり、近年、女性を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、平成 21 年に改訂を行った「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画 - はごろもぷらん- (改訂版)」に基づき、各種男女共同参画施策を展開してきました。

また、平成 26 年 3 月に「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」が完成し、これまで男女共同参画の中核を担っていた「宜野湾市人材育成交流センターめぶき」とともに、新たな拠点として多様な取り組みの展開が期待されています。

日常的な情報発信及び意識啓発の方法として、「市報ぎのわん」へ「女男ゆんたくひろば」のコーナーを毎月掲載し、男女共同参画関連の言葉の周知促進や最新情報の発信、ふくふく講座の案内等を行い、広く市民へ向けて情報発信しています。また、ホームページにおいても、イベント情報や施設の空き情報、女性相談の案内等を行っており、多様な媒体を通じた情報発信等に努めています。

本計画の策定に際して実施したアンケート調査の結果から、男女共同参画に関連する言葉・用語の認知度をみると、「DV (ドメスティック・バイオレンス)」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」などの認知度は高くなっていますが、「男女共同参画週間」、「女子差別撤廃条約」等の認知はあまり進んでいません。また、本市の男女共同参画計画である「はごろもぷらん」についてはほとんど認知されていないという状況にあることから、本計画策定後には、計画内容等の周知徹底が必要です。



資料：宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)

1) 効果的な広報・啓発の推進

施策	具体内容	所管課
①「市報ぎのわん」を通した幅広い市民への情報発信	「市報ぎのわん」に連載中の「 <sup>うないほー</sup> 女男ゆんたくひろば」にて、男女共同参画に関する法制度や用語、最新情報等の周知を図るとともに、イベントの情報、ふくふく講座等について情報発信を行います。	市民協働推進課
②市ホームページにおける情報発信の充実	本庁担当部署や人材育成交流センターめぶき、男女共同参画支援センターふくふくのホームページにおいて、男女共同参画に関する最新情報やイベント情報、ふくふく講座等、情報発信を行うとともに、掲載内容の定期的な更新を行います。	市民協働推進課
③本計画の周知	「市報ぎのわん」や市ホームページ等への掲載、概要版の配布等により、本計画を市民や事業者等へ広く周知し、市民等との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。 また、庁内各課への周知徹底により、男女共同参画の視点に立った行政運営に努めます。	市民協働推進課
④「男女共同参画都市宣言」の周知及び「男女共同参画条例」の制定	平成21年度に実施した「男女共同参画都市宣言」の趣旨や内容について、広く市民等へ周知し、男女共同参画意識の高揚を図ります。 また、市民等の機運を高めるため、男女共同参画社会実現に向けた市民や企業、行政等の役割等を定める「宜野湾市男女共同参画条例」の制定に向けて取り組みます。	市民協働推進課
⑤男女共同参画支援センターふくふく等の周知及び利用促進	「男女共同参画支援センターふくふく」や「人材交流センターめぶき」の周知を図り、施設の利用促進や開催される講座の案内を行います。	市民協働推進課

2) 様々な機会を活用した効果的な啓発活動の実施

施策	具体内容	所管課
①講座等の開催	<p>ふくふく講座等の市民講座の開催、イベント等を通じて男女共同参画の啓発を進めます。</p> <p>また、タイアップ講座や企業等への出前講座についても開催を検討します。</p> <p>講座の開催に際しては、子育て期の方が参加しやすいよう、会場での託児対応に努めます。</p>	市民協働推進課
②男女共同参画週間の取り組み推進	<p>男女共同参画週間において、市役所や市内商業施設等の市民が集まる場所でのパネル展を開催するとともに、市内女性団体の活動の周知や地域連絡会による活動報告等を実施し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。</p>	市民協働推進課



(2) 学校教育・保育、社会教育等における男女平等教育の充実

<現状と課題>

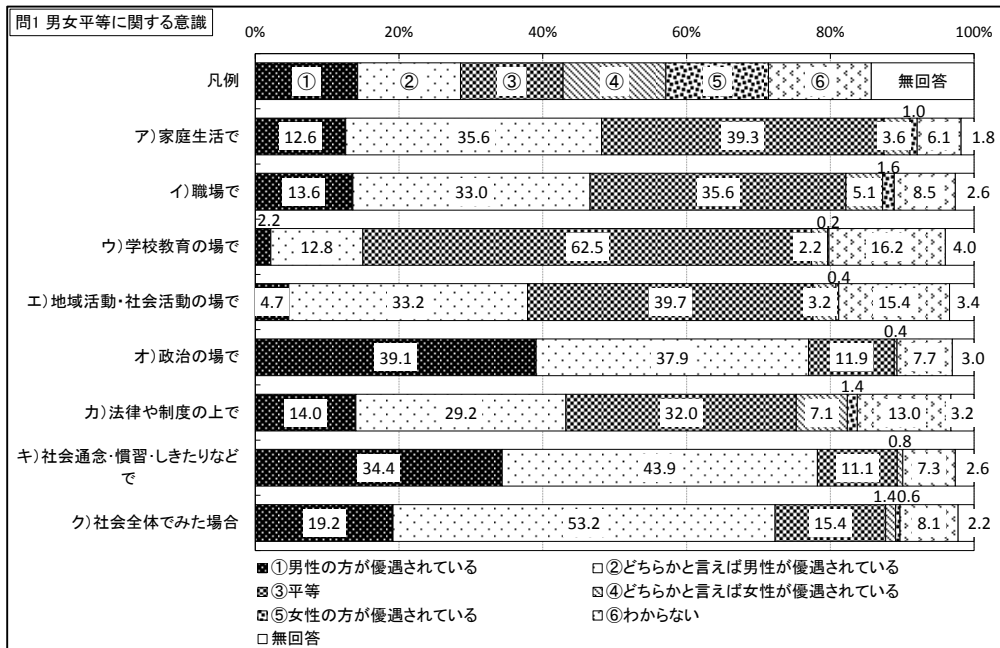
わたしたちの生活の中には、未だに「男は〇〇、女は〇〇」といった性別による固定的な役割分担意識が根付いています。こうした固定観念は、幼少期からの日常生活の中で、知らず知らずのうちに植え付けられてしまうことが多く、男女がお互いの性差を尊重することや能力や意欲を十分に発揮する機会を妨げたり、家庭生活や仕事等の様々な場面で、一方に重い負担をかけてしまったりすることがあります。

そこで、幼いころから「男らしさ、女らしさ」を押し付けないなど、性別による固定的な役割分担意識を植え付けないようにすることで、男女共同参画社会の実現に向けた、大きな意識改革につながることを期待されます。

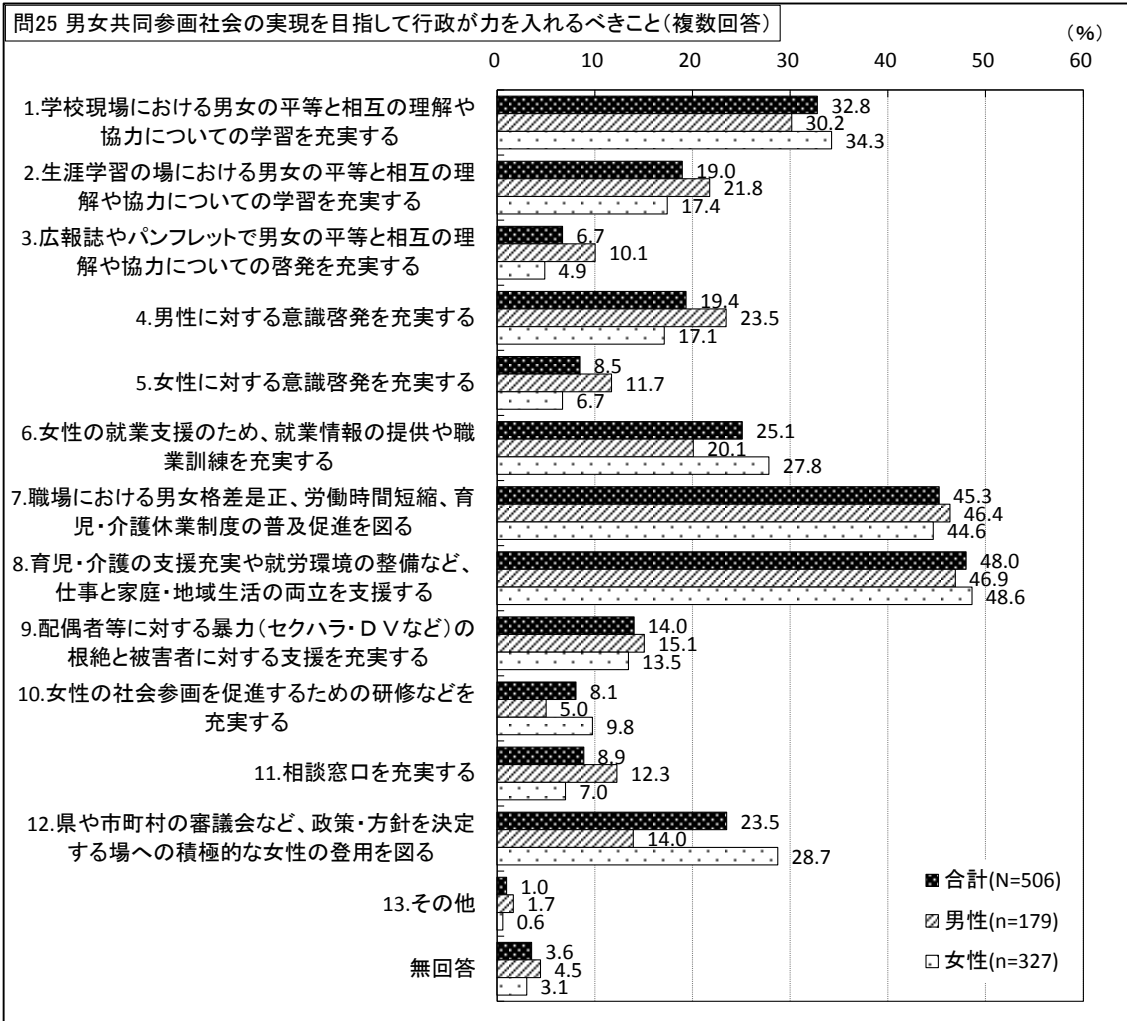
本市においては、保育所や学校現場において、性別に捉われない敬称の使用や性別に捉われない進路指導やキャリア教育を行っており、また、日常の学校生活等を通して男女がともにお互いを尊重できるような教育に努めています。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査においては、男女平等に関する意識・習慣について、「学校教育の場」で『男女平等である』と回答した者の割合は6割強(62.5%)と半数を超えており、また、男女共同参画社会の実現を目指して行政が力を入れるべきことについては「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が3割強(32.8%)と3番目に高くなっています。

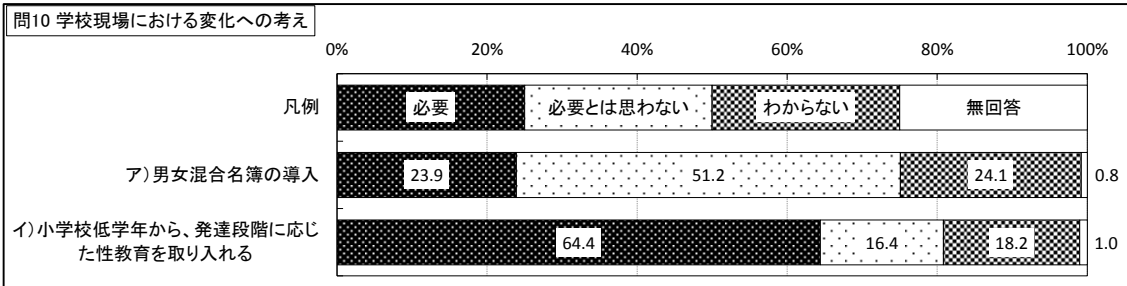
一方、男女混合名簿の導入については、「必要」が2割強(23.9%)にとどまっています。しかしながら、男女混合名簿の導入は、子どものころから男女の区別・序列の意識を植え付けないことやセクシュアル・マイノリティの尊厳を守ることなどにつながることから、児童生徒はもちろん、保護者、教職員等へ男女混合名簿導入の必要性を働きかけ、導入を推進していく必要があります。



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成26年度)



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成26年度)



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成26年度)

1) 男女共同参画意識の浸透を図る教育の推進

施策	具体内容	所管課
①男女共同参画を推進する学校教育・保育の環境づくり	<p>固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、幼い時期から性別に捉われない、子どもたち一人ひとりの個性を育む教育環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、教職員や指導者への男女共同参画に関する研修機会の確保等により、指導する立場にある者への意識啓発を図ります。</p>	指導課 保育課
②総合学習の時間等における男女共同参画の啓発	<p>男女がともに家庭や社会生活の一員として、お互いに協力し合う社会づくりのため、学年行事や総合的な学習の時間等を活用し育児体験や福祉体験学習等を検討します。</p>	指導課
③性別に捉われないキャリア教育の推進	<p>職場体験学習や教育講演会を通して、職業や勤労の必要性等について理解を深めるとともに、性別に捉われない職業観を育むキャリア教育を推進します。</p>	指導課
④男女混合名簿の導入推進	<p>あらためて男女共同参画について考える機会を持つため、先進事例の調査・研究や導入校へのヒアリング等を実施し、男女混合名簿の導入を推進します。</p>	指導課
⑤保護者等への意識啓発の推進	<p>便りの活用やPTA総会、三者面談等の機会を通して、保護者への男女共同参画意識の啓発を図ります。</p>	指導課 保育課

2) 社会教育における学習機会の確保

施策	具体内容	所管課
①生涯学習講座における学習機会の確保	<p>子育て中の方や高齢者、女性、青年等各期ライフステージに応じた多様な学習機会の提供を図ります。</p> <p>また、男女共同参画担当部署との連携により、タイアップ講座等の実施を検討します。</p>	生涯学習課 市民協働推進課
②男女共同参画に関する資料等の収集・公開	<p>男女共同参画に関する資料や情報の収集を図り、市民へ広く公開します。</p>	市民協働推進課 市民図書館

## 2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現

### (1) 互いの性に配慮した健康支援・性教育等の充実

#### <現状と課題>

健康で心豊かな生活を築いていくためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが必要と言えます。特に女性には妊娠や出産のための身体のしくみが備わっており、様々な女性特有の問題を心身に抱え込みがちであるなど、ライフサイクルを通して男性とは異なる健康への配慮が必要となります。

本市では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を図り、女性が生涯にわたって自らの健康を主体的に確保する権利があるという考え方を広げていくため、ふくふく講座において周知を行うとともに、両親学級<sup>\*</sup>や健康相談等を通じた家族計画のアドバイス等を実施しています。

一方、近年では、全国的に自殺者が増加するなど、メンタルヘルスの重要性が叫ばれているとともに、栄養の偏りや食生活の乱れによる痩せすぎや肥満等の増加もみられます。本市においては、「健康ぎのわん 21（第2次）」や「宜野湾市食育推進計画」を策定するとともに、各種健診等を通して市民の健康づくりに取り組んでいます。そのため、今後ともリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知等を図っていくとともに、健診受診率の向上や各種健康づくり支援を図るなど、総合的な健康づくり対策を行っていく必要があります。

また、望まない妊娠による若年出産もみられることから、男女がともに正しい性の知識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を充実させていく必要があります。

※両親学級（このとり倶楽部）：産前・出産・産後の各時期において重要な保健上の正しい知識の習得と、妊娠から育児期までの喜びや辛さを共有できる友達をつくることを目的として、希望する初妊婦とその夫を対象に栄養士や助産師、保健師による講話や実習を実施している。

#### 1) 性と生殖に関する自己決定権の尊重

施策	具体内容	所管課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	ふくふく講座をはじめ、各種情報媒体を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について周知を図ります。	市民協働推進課 健康増進課
②健康相談等の機会を通じた家族計画のアドバイス実施	両親学級やふたば健康相談、妊産婦・新生児訪問指導等の機会を通じ、家族計画のアドバイス等の実施を図ります。なお、両親学級への父親の参加者が少ないため、呼びかけの手法を検討していきます。	健康増進課

施策	具体内容	所管課
③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する女性相談事業の実施	めぶき・ふくふくにおいて行っている女性相談を継続するとともに、その周知を図ります。 また、児童家庭課の女性相談においても、相談内容に応じて正しい性の在り方の助言を行うとともに、研修への派遣等により女性相談員のスキルアップを図ります。	市民協働推進課 児童家庭課

2) ライフステージに応じた性教育・保健対策の推進

施策	具体内容	所管課
①発達段階に応じた性教育・思春期教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性教育・思春期教育を実施するため、保健体育や道徳、世界エイズデー等における学習機会を設け、身体の発育や個人差の有無、思春期における適切な行動についての学習を図ります。	指導課
②こころとからだの健康づくりの推進	「健康ぎのわん21(第2次)」、「宜野湾市食育推進計画」に基づき、栄養・食生活の改善や運動を通したからだの健康づくりと、心の健康相談やスクールカウンセリング等を活用したこころの健康づくりを進めます。	健康増進課 指導課 障がい福祉課
③住民健診・がん検診の推進	生涯にわたり、男女が心身共に健康に過ごしていく事ができるよう、引き続き住民健診やがん検診などの保健事業を推進します。 特に女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診等の実施を図るなど、性差に応じた支援に努めます。	健康増進課





(2) 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、男女の人権を尊重していくことが最も基本と言えます。本市においては、学校教育等において人権教育を推進していますが、今後ともその充実を図る中で、偏見や差別のない社会の構築を図っていく必要があります。一方、スマートフォンをはじめとする最新機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット環境は急速に変化しています。インターネット上には様々な性の情報等が氾濫しており、児童生徒が人権を侵害する誤った情報に晒される危険があります。メディアの適切な利用や、メディアの流す情報を主体的に読み解き、発信する能力を養っていくことが求められます。また、近年では、性同一障がいへの理解を求める声が挙がっており、こころとからだの結びつきが無限な広がり多様性を持つということを理解し、偏見と差別をなくしていく必要があります。

加えて、男女共同参画社会の実現に向けた動きは、「女子差別撤廃条約」をはじめとする男女共同参画に関係の深い各種の条約や、国連特別総会「女性 2000 年会議」等、国際的な動きとともに進められています。男女共同参画社会の構築を図るためにも、こうした社会の動きについて、市民に啓発していく必要があります。また、異なる文化や風習を体験し、グローバルな視点で国際社会の課題と取り組みについて理解と関心を深めていくことは、人種や性別に捉われず多様性を認め合うことに繋がります。市民が広い視野を獲得し、多様性を認め合う地域社会を構築していくためにも、国際協力・交流活動の継続を図るなど、相互理解と交流の促進に向けた取り組みを推進していく必要があります。

1) 人権の尊重に係る啓発教育

施策	具体内容	所管課
①人権に係る各種啓発活動の実施	人権啓発等をテーマにした市報での啓発や講座の開催を図るなど、各種啓発活動を実施します。	市民生活課 市民協働推進課
②学校における人権教育の推進	人権の日における各種取り組みをはじめ、道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、人権教育を行います。	指導課
③メディア・リテラシーの推進	情報を主体的に読み解き・発信する能力を養うため、児童生徒に対し情報教育を推進するとともに、警察等関係機関と連携し、「サイバー犯罪防止教室」の継続実施を図るなど、インターネットやスマートフォン等を利用する際の危険性等について指導していきます。 また、市民に対しては講座や市報等を活用してメディア・リテラシーの啓発に努めます。	指導課 市民生活課 市民協働推進課

施策	具体内容	所管課
④多様な性を尊重する意識の啓発	保健体育の時間や世界エイズデー等を通し、性同一性障がい等のセクシャル・マイノリティについての共通理解を深め、偏見や差別をなくすための取り組みの実施に努めます。	指導課
⑤申請書等の不要な性別欄の削除	セクシャル・マイノリティの尊厳の確保を図るため、各課に対し、各種申請書等で性別欄が不要な場合は削除していくことを引き続き働きかけます。	市民協働推進課

2) 多様な文化と触れ合う各種国際交流事業等の推進

施策	具体内容	所管課
①各種国際交流事業の推進による異文化理解	中国廈門理工学院留学生派遣事業や沖縄県女性の翼の会が実施する「女性の翼」への派遣により、グローバルな視点を持った人材を育成するとともに、異なる文化や風習を体験、理解することで多様性を認め合う社会づくりに繋がっていきます。 また、海外研修生受入事業の再開に向け、検討します。	市民協働推進課
②男女共同参画に関する国際的な動向の把握・周知	男女共同参画を推進する上で重要な国際規範・基準等、世界各国の男女共同参画の動向に関する情報の把握を図るとともに、各種情報媒体を用い、市民への周知を図ります。	市民協働推進課
③市内在住外国人との交流やネットワークづくり	国際交流協会への補助や人的支援の継続を図る中で、国際交流協会による交流事業や語学講座、イベントの開催等の継続・充実を促進していきます。	市民協働推進課



(3) 平和な社会づくりへの貢献

<現状と課題>

男女共同参画社会基本法において、最も重要視している基本理念には、個人としての尊厳が重んぜられる「人権の尊重」の考え方があります。その人権を脅かすものとして戦争があります。去る大戦では、本市も甚大な被害を被り、女性や子どもを問わず多くの生命が犠牲となりました。さらに現在においても、市域の中央に普天間基地を抱えており、常に航空機騒音に晒されているとともに、市民は常に墜落事故などの危険とともに暮らすことを余儀なくされています。戦争や基地に関わる経験を教訓に、後世に向けて平和な社会づくりに取り組むことが重要です。

市民の安全な暮らしを守るため、普天間基地の危険性の除去を強力に要請していくとともに、平和学習や平和事業の継続により、戦争の記憶を風化させることなく後世に伝えていくなど、一人ひとりの命の尊厳を学ぶ教育の充実を図っていく必要があります。

1) 平和の継承と発信

施策	具体内容	所管課
①平和啓発イベントの実施	「宜野湾市慰霊の日事業」等の平和啓発イベントの実施を図るとともに、男女共同参画の視点も意識した事業の実施に努めます。また、イベント開催に際し、市役所ロビーへのピースツリーの展示及び平和メッセージの記入を継続するなど、市民参加の充実に向けた取り組みを推進します。	市民協働推進課
②宜野湾市平和学習派遣事業の継続実施	戦争の愚かさ・悲惨さ・平和の大切さを学ぶため、市内各中学校から選出された生徒を被爆地長崎へ派遣する「宜野湾市平和学習派遣事業」の継続実施を図るとともに、報告会の継続実施を図り、平和の心の波及を図ります。	市民協働推進課
③学校における平和学習の推進	慰霊の日の前後や総合的な学習の時間等を活用して平和学習の取り組みを図ります。また、市内の戦争体験者等を招き、戦争体験を語ってもらうなど、地域との連携による平和学習の充実を努めます。	指導課

2) 基地被害の除去による平和な暮らしの実現

施策	具体内容	所管課
①基地被害の除去に向けた取り組みの推進	市民の生命・財産を守り、住民が安心した生活を送れるよう、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還と、その間の危険性の除去及び基地負担軽減の実現を、引き続き政府へ強く求めています。	基地渉外課



### 3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進

#### (1) DV（配偶者等からの暴力）等防止に向けた取り組み

##### <現状と課題>

我が国においては、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。一方、近年では配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談件数が増加傾向にあり、その被害者は女性である場合がほとんどです。こうした暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる行為にもつながります。また、このような行為は個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

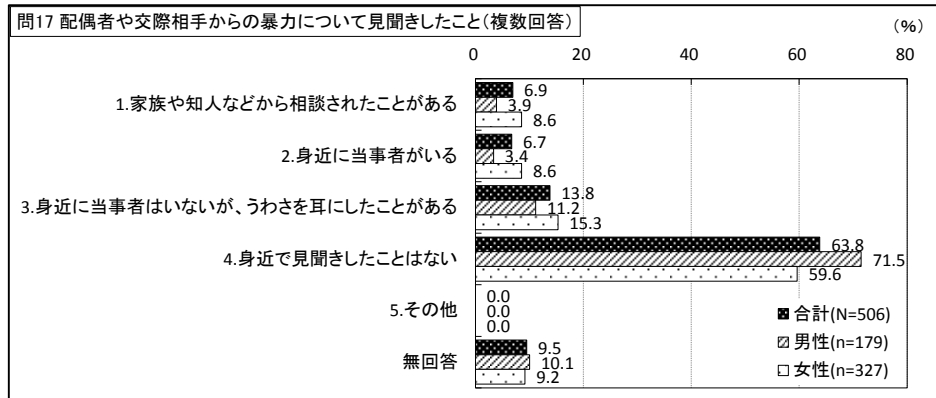
そこで、国においては、配偶者からの暴力防止及び被害者支援の体制整備を目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護(等)に関する法律（DV防止法）<sup>\*</sup>」を平成13年に制定し、直近では平成25年に改正が行われています。そうした流れを受け、沖縄県においても「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）」が策定されています。

本市においては、児童家庭課や人材育成交流センターめぶきにおいて女性相談を実施し、相談支援を行っています。また、緊急性を要する場合は配偶者暴力相談支援センター等の専門機関との連携のもと、被害者の一時保護等につなげています。一方、DV被害者への転居支援については、毎年高倍率の市営住宅における優先枠の確保は難しく、また、保証人等の課題で民間賃貸住宅への転居が困難な事例もあるため、今後、DV被害者をはじめ、ひとり親世帯、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援が必要です。

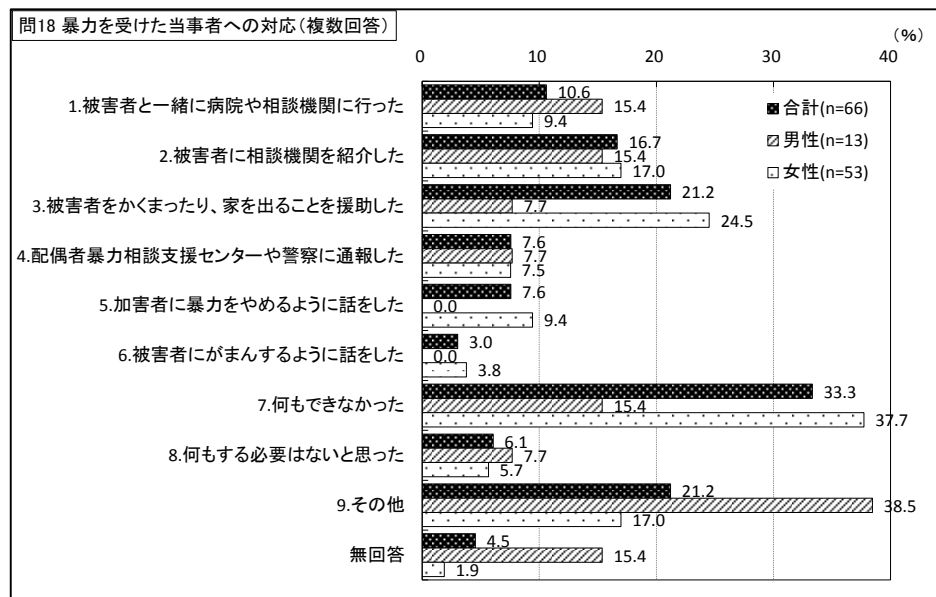
DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や中高生を対象としたデートDV予防啓発講座をはじめとする各種講座の開催、女性に対する暴力をなくす運動におけるパネル展の実施等、様々なDV防止及び被害者支援の事業を行っています。

一方、本計画の策定に際して実施したアンケート調査結果では、配偶者等からの暴力について、家族・知人など身近な人から相談されたことがある方（6.9%）や身近に当事者がいる方（6.7%）がそれぞれ1割程度いることがわかります。また、その後の対応としては、「何もできなかった」が3割強となっていることから、被害者を発見した際の対応（相談・通報等）について、市民に広く周知していく必要があります。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：平成25年の法改正により、法律の名称が一部変更になった。  
 ・「被害者の保護に関する」⇒「被害者の保護等に関する」



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)

1) 多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進

施策	具体内容	所管課
①あらゆる暴力を防止するための啓発	男女間のあらゆる暴力(児童虐待を含む)を根絶し、市民の人権を守るため、市報ぎのわんや市ホームページ等多様な媒体の活用をはじめ、関連講座の開催や両親学級、学校の道徳や保健体育の時間等の様々な機会を通じて、啓発活動を推進します。	市民協働推進課 児童家庭課 健康増進課 保育課 指導課
②関係法令等の周知徹底	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」をはじめ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」等の関連法令の周知徹底を図ります。	市民協働推進課

2) 相談体制の充実

施策	具体内容	所管課
①相談体制の充実	<p>児童家庭課やめぶぎに設置されている女性相談窓口をはじめ、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、DV防止庁内ネットワークにおいて、相談体制及び被害者支援の充実に向けた庁内連携を推進します。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課</p>
②相談員のスキルアップ支援	<p>被害者やその周囲の方からの相談等に適切に対応することができるよう、相談員の研修機会の確保等、スキルアップ支援に取り組みます。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課</p>
③相談窓口の周知	<p>庁内の相談窓口（児童家庭課・めぶぎ、法律相談等）をはじめ、配偶者暴力相談支援センターや県男女共同参画センター等及び警察等の相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課 市民生活課</p>

3) 被害者支援体制の充実

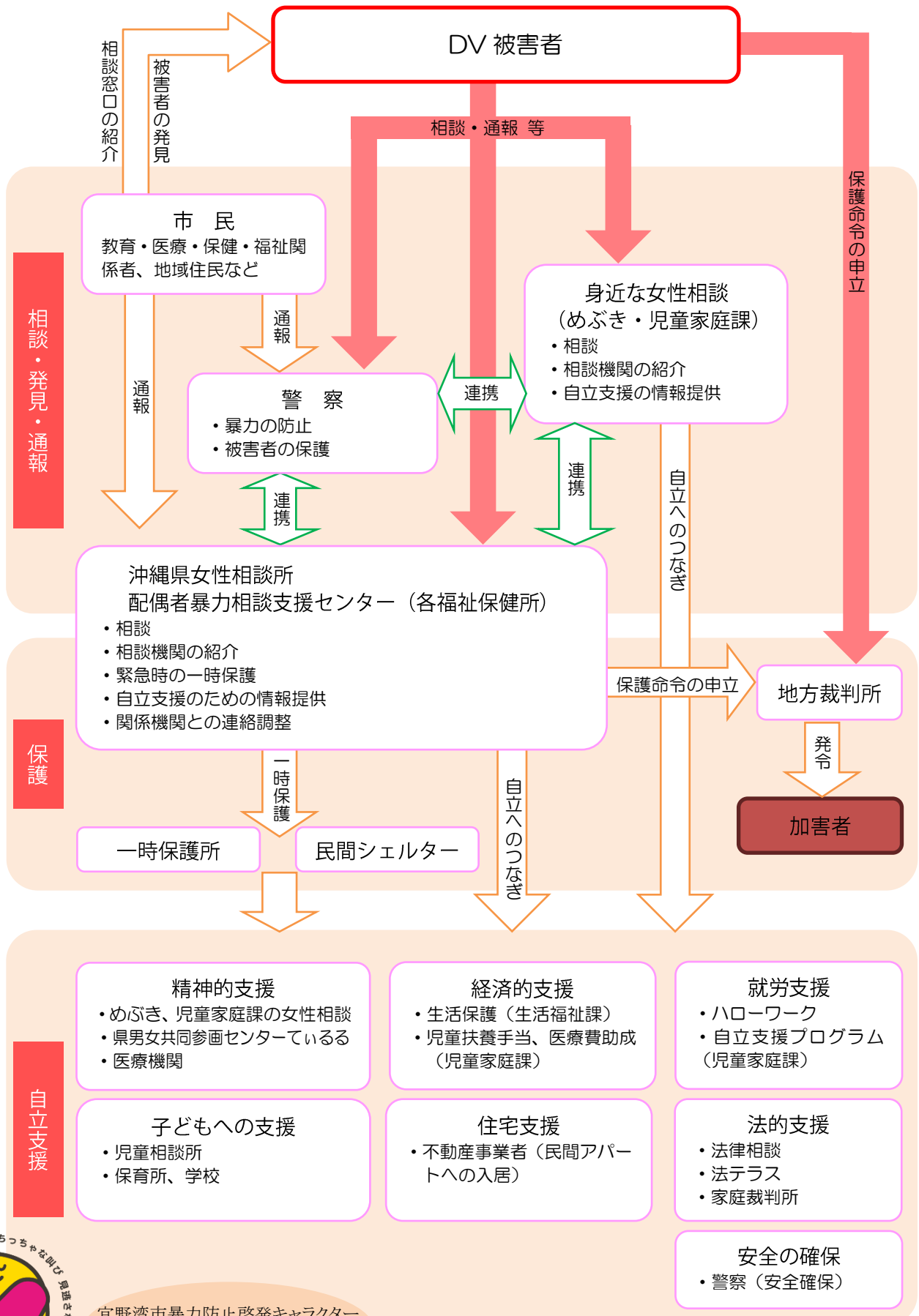
施策	具体内容	所管課
①通報・通告義務の周知	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第6条に規定する通報等の努力義務や「児童虐待の防止等に関する法律」第6条に規定する児童相談所への通告義務について市民へ広く周知し、被害者の早期発見・対応の充実を図ります。</p>	<p>市民協働推進課 児童家庭課</p>
②児童虐待の早期発見・対応の充実	<p>母子保健事業や各種健診、保育所・幼稚園・学校等の場において、児童虐待の早期発見に努めます。</p> <p>虐待の恐れがある又は虐待の事実を確認した場合は、速やかに関係機関（児童相談所、警察等）と連携し、児童の保護等適切な対応に努めます。</p>	<p>健康増進課 保育課 指導課 児童家庭課</p>
③地域コミュニティの強化による早期発見・対応の充実	<p>民生委員・児童委員をはじめ、自治会や社会教育団体、PTA等の地域で活躍する団体等と連携し、DVや児童虐待の早期発見及び通報・通告等による早期対応に努めます。</p>	<p>市民協働推進課 福祉総務課</p>

施策	具体内容	所管課
④被害者情報保護の支援措置	<p>被害者を守るため、住民基本台帳事務における被害者の住民票等の交付・閲覧制限措置や住基システムにおける住所の閲覧制限等に取り組みます。</p> <p>また、住民基本台帳事務担当課のみならず、関係課においても被害者の情報の保護に取り組みます。</p>	市民課 関係課
⑤一時保護施設との連携	<p>配偶者暴力相談支援センターやシェルターとの連携のもと、安全かつ確実な一時保護に努めます。</p>	児童家庭課 市民協働推進課
⑥DV被害者等の転居支援	<p>居住サポート支援や不動産会社との連携による保証人不要の物件確保システムの構築を検討し、DV被害者をはじめ、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者への転居支援に努めます。</p>	生活福祉課 児童家庭課 建築課 関係課





### DV 被害者支援の流れ



宜野湾市暴力防止啓発キャラクター  
“プチサポ”

(2) ハラスメント防止対策の推進

<現状と課題>

近年、職場をはじめ様々な場面において、セクハラ（セクシャル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）に代表される様々なハラスメント問題が巻き起こっています。また、身体的な暴力を伴わずとも、言葉や態度で精神的虐待を行うモラハラ（モラル・ハラスメント）についても、深刻化してDV等へつながることが懸念されます。こうしたハラスメントは、深刻な人権侵害であり、DVと同様に男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

これらの問題を解決するためには、ハラスメントは人権侵害であること、深刻な社会問題であること、それによって女性の活躍の場や社会進出の機会を大きく阻害していること等について、広く市民や企業等へ啓発していく必要があります。

本市においては、「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV防止啓発等と併せてセクハラ防止等の啓発を実施しています。また、庁内においては、毎年「セクハラ・パワハラ防止研修」を実施しており、管理職（課長級以上）・係長職をはじめ多くの職員が積極的に参加し、セクハラ・パワハラとはどういうものかについての理解を深めています。企業等への啓発としては、沖縄労働局等が実施する講習会の案内等を行っています。一方、講習会の内容への理解は深まっていると推測されますが、中には、企業体力的に余裕がない、具体的にどのように環境改善に取り組みれば良いのかわからないといった声も聞かれることから、市商工会等と連携し、環境改善に向けた助言・指導や効果的な周知方法の検討等を進めていく必要があります。

施策	具体内容	所管課
①職場におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等防止に向けた意識啓発	職場等におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等の防止に向け、ハラスメントは人権侵害であることを、多様な媒体を通して広く市民へ意識啓発を図るとともに、庁内や市商工会等を通して企業等へ周知し、意識の高揚を図ります。	市民協働推進課 人事課 産業政策課
②様々な機会を通じた市民への周知	庁内の職員研修や「女性に対する暴力をなくす運動」における市役所や市内商業施設等でのパネル展開催、沖縄労働局等が開催する講習会の案内等、様々な機会を通してセクハラ・パワハラ等防止に向けた意識啓発を行います。	市民協働推進課 人事課 産業政策課
③相談窓口の周知（再掲）	庁内の相談窓口（児童家庭課・めぶき、法律相談等）をはじめ、配偶者暴力相談支援センターや県男女共同参画センターにいるる及び警察等の相談窓口の周知を図ります。（再掲）	市民協働推進課 児童家庭課 市民生活課

## 4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

### (1) 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

#### <現状と課題>

男女共同参画の実現に向け、国連や国をはじめ、県、本市において様々な事業や啓発活動が行われています。その成果として固定的な性別役割分担意識は以前に比べると改善がみられ、また、「イクメン<sup>※</sup>」という俗語も誕生するなど男性の家事・育児への参加や女性の社会進出は進みつつあります。しかしながら、それらはまだ十分とは言えず、一部では「男は仕事、女は家庭」といった古い慣習・考え方が残っており、今後とも様々な意識啓発を進めていくことが重要です。

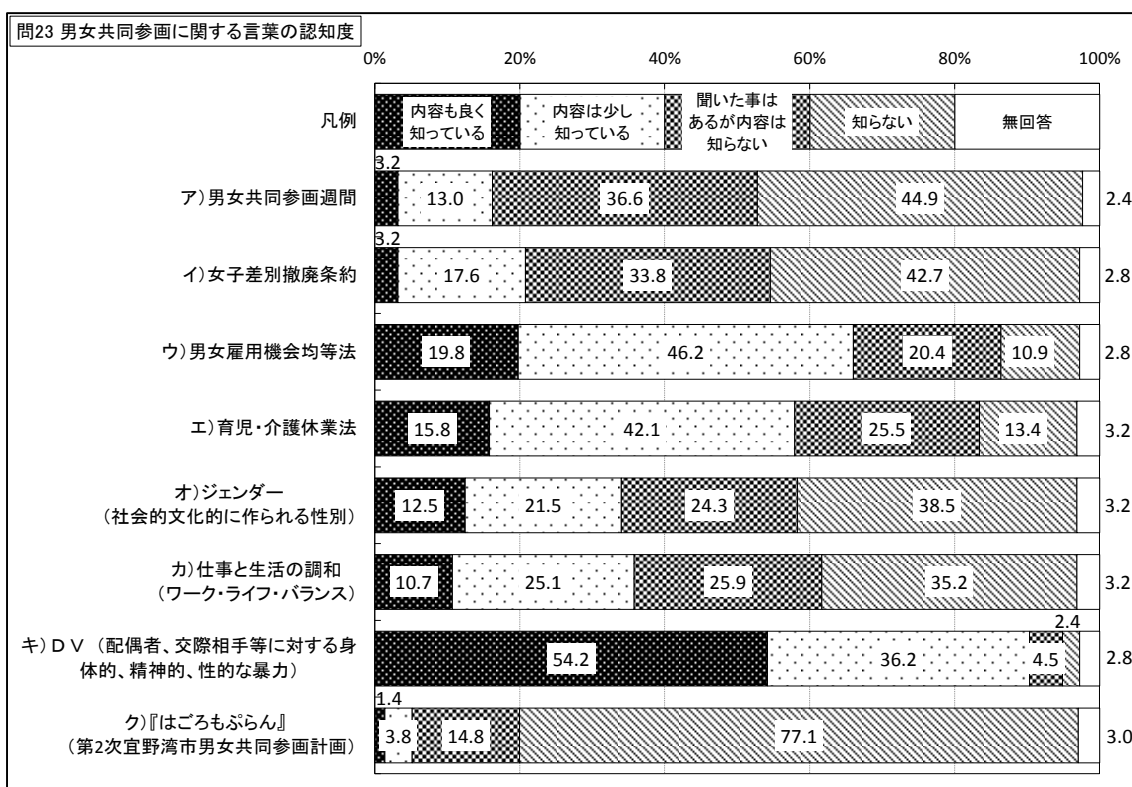
本市においては、両親学級での啓発や男性料理教室の開催等により、男性の家事・育児等への参加促進を促しており、家庭という生活単位において、女性のみならず男性が参加することの重要性を周知しています。一方、男女共同参画に関する各種講座等への男性参加者が少ないことや、市内における男性の育児休業取得実績が少ないことが課題となっており、今後、効果的な周知方法の検討などによる講座への参加促進や育児休業等取得促進が求められています。さらに、男女がともに家事・育児等へ参加するための、保育・育児支援サービスや介護サービスの充実も必要です。

自治会活動をはじめとする地域活動の方針決定等の場面においては、以前は主に男性がその役割を担っていましたが、近年では女性自治会長も珍しくなくなり、役員等も性別に捉われることなく選任されることが多くなりました。引き続き、男女が対等な立場で意思表示ができ、それぞれの目線で方針等を決定し、地域社会の一員としてその役割と責任を果たしていくことが重要です。また、地域の男女共同参画に関する意識啓発を担うリーダーとして地域連絡会が組織されており、それぞれの地域で多様な活動行っています。引き続き、地域連絡会との連携充実及び活動支援により、多様な活躍を促進していく必要があります。

本計画策定に際して実施したアンケート調査では、「仕事と生活の調和」を意味する「ワーク・ライフ・バランス」について、「言葉を知っている」は6割強（61.7%）ですが、「内容まで知っている」は4割弱（35.8%）に止まっています。今後とも、ワーク・ライフ・バランスについて言葉の周知を図るとともに、その調和の在り方について、市民等が考える機会の提供に努めていく必要があります。また、男女雇用機会均等法等の各種法制度や女性登用促進に向けたポジティブ・アクションの推進等、職場等において男女共同参画の推進を呼びかけていくことが重要です。

※イクメン：子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局、イクメンプロジェクトHPより）



資料: 宜野湾市男女共同参画社会づくりに関する意識と実態調査(平成 26 年度)

### 1) 家庭における男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①男性の家事・育児等への参加促進	<p>両親学級や男性向けふくふく講座、男性料理教室の開催、学校での家庭科の時間等を通して、男性が家事や育児へ参加することが当たり前のことであるという意識づけを行うとともに、そのためのスキルアップ支援等を進めます。</p> <p>また、保育所や学校においても、保護者への意識啓発に努めます。</p>	健康増進課 市民協働推進課 保育課 指導課
②男性の育児・介護休業取得促進	<p>男性の育児・介護休業等の取得促進のため、市報ぎのわん等多様な媒体を通じた制度等の周知を行うとともに、市商工会等と連携し、取得促進に向けた効果的な周知方法の検討・実践を図ります。</p> <p>また、庁内職員に対しても、引き続き制度の周知に取り組むとともに、男女とも育児・介護休業を取得しやすい環境づくりに取り組みます。</p>	市民協働推進課 産業政策課 人事課

施策	具体内容	所管課
③教育現場での意識啓発	男女問わず家事や育児に対する理解を深めるため、家庭科、社会科等の授業や各種講演等を通じて、児童生徒への意識啓発に取り組みます。	指導課
④保育・育児サービスの充実	男女がともに安心して働くことができるよう、認可保育所や認定こども園の創設、地域型保育事業実施施設の確保等、保育ニーズの受け皿確保を図り、待機児童の解消に努めます。 また、幼稚園における預かり保育（短期・長期）やファミリー・サポートセンター事業の周知及び利用促進を図り、働く親の育児負担の軽減を図ります。	保育課 指導課
⑤介護サービス等の充実	介護保険サービスをはじめ、高齢者福祉サービス等の周知及び利用促進を図り、家族介護者の負担軽減を図ります。	介護長寿課
⑥社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発（家庭）	多様な媒体を活用し、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識是正に向けた意識啓発に取り組みます。 また、トートナー問題に関する講座の開催等を図り、市民が社会制度・慣習の是正について考える機会の提供に努めます。	市民協働推進課 市立博物館

2) 地域における男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発（地域）	地域活動の中で、男女が対等な立場で意思表示や方針決定等を行い、地域社会の一員としての役割と責任を果たしていくことができるよう、自治会や社会教育団体等の地域活動団体の研修機会確保や地域連絡会との連携による固定的性別役割分担意識の是正に取り組みます。	市民協働推進課
②地域連絡会との連携及び支援充実	地域の男女共同参画に関する意識啓発を担うリーダー的存在である地域連絡会との連携による活動の展開を図ります。 また、人材育成支援や活動支援の充実を図り、地域連絡会の自主的な取り組みを促進します。	市民協働推進課
③様々な地域活動への参加促進	性別に捉わられることなく、多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会や婦人会、青年会などの社会教育団体、PTA 活動等、様々な地域活動への市民の参加促進を図ります。	生涯学習課 市民生活課

3) 職場等における男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のあり方等について市民や企業が考える機会を提供するため、多様な媒体を活用し、意識啓発を進めます。	市民協働推進課 産業政策課
②法制度等の周知	男女雇用機会均等法をはじめ労働基準法やパートタイム労働法等の雇用や労働時間改善に関する法制度の周知と市民の理解促進を図ります。 また、育児・介護休業法や各種助成制度など、仕事と家庭の両立を図るために必要な法律の内容の理解及び制度活用を促進します。	市民協働推進課 産業政策課
③就業規則の作成・周知義務の広報	商工会等と連携し、雇用主に対して、就業規則の作成義務及び従業員への周知義務について市報及び市ホームページ等にて広く広報し、働きやすい環境づくりを促進します。	産業政策課
④企業におけるポジティブ・アクションの取り組み促進	女性の積極的登用や管理職への登用、職域拡大に向け、それらに積極的な企業の表彰制度創設や市報・ホームページへの掲載等について検討します。	市民協働推進課 産業政策課
⑤庁内における女性登用の推進及び職域の拡大	庁内において、男女共同参画の意識啓発や職員研修機会の確保等を図り、女性管理職の登用促進や性別に捉われない職域の拡大を図ります。	人事課 市民協働推進課
⑥家族経営協定の普及	家族経営農家において、女性の労働が適正に評価され、安全で快適に働くことができるよう、労働報酬、労働時間・休日等について取り決める家族経営協定の普及促進に取り組みます。	観光農水課
⑦保育・育児サービスの充実(再掲)	男女がともに安心して働くことができるよう、認可保育所や認定こども園の創設、地域型保育事業実施施設の確保等、保育ニーズの受け皿確保を図り、待機児童の解消に努めます。 また、幼稚園における預かり保育(短期・長期)やファミリー・サポートセンター事業の周知及び利用促進を図り、働く親の育児負担の軽減を図ります。(再掲)	保育課 指導課
⑧介護サービス等の充実(再掲)	介護保険サービスをはじめ、高齢者福祉サービス等の周知及び利用促進を図り、家族介護者の負担軽減を図ります。(再掲)	介護長寿課

(2) 女性の能力発揮促進と人材育成

<現状と課題>

女性がその能力を発揮し、社会の中で活躍していくためには、その能力を十分に発揮できるような支援や環境づくり、それらをけん引するリーダーの育成が必要です。

本市においては、女性の就職及び再就職支援につながるよう、労政・女性就業支援センター等が開催するキャリアアップ講座等の案内を行うとともに、ひとり親支援として、母子自立支援プログラム策定事業を実施し、就労までのコーディネート支援を行っています。今後とも、これらの支援を継続するとともに、ハローワークとの連携強化や商工会と連携した講習会の開催を検討するなど、多様な取り組みが求められています。

本市の審議会等政策決定の場における女性の登用率は4割弱（37.4%、H25年4月1日現在）と、県平均（27.3%）に比べ高くなっていますが（P46参照）、本市総合計画や第2次計画で目標に掲げた40%には若干届きません。審議会等においては、委員の専門性が重視されることもありますが、引き続き、可能な限りジェンダーバランスに配慮した委員構成に努め、政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進を図っていく必要があります。

本市は、多様な分野における女性リーダーの育成支援として、沖縄県女性の翼の会が実施している「女性の翼」への派遣や女性団体連絡協議会をはじめとする女性団体の活動支援、ふくふく講座における女性の起業に関する講座開催等を実施しています。引き続き、これらの取り組みを実施し、女性リーダーの育成を図ることで、女性のキャリア形成やチャレンジ意欲の高揚等を図っていく必要があります。

1) 就労支援の充実

施策	具体内容	所管課
①各種講座・講習会の開催及び案内充実	女性の就職及び再就職支援につながるよう、商工会と連携したキャリアアップ講習会の実施や労政・女性就業支援センター等が開催する女性向け講座の案内等、就労に向けたスキルアップ支援に努めます。	産業政策課
②ハローワークとの連携強化	宜野湾市ふるさとハローワークとの連携充実を図り、女性の就労支援を進めます。	産業政策課
③ひとり親家庭の自立促進	母子・父子自立支援員を配置し、プログラム策定による就労までのコーディネート支援を行うとともに、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等の各種就業支援制度の周知及び利用促進を図ります。	児童家庭課

2) 政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進

施策	具体内容	所管課
①各種審議会等への女性委員登用促進	審議会・委員会等において、男女それぞれの目線で意見が反映されるよう、女性登用促進要綱も活用しながら、ジェンダーバランスに配慮した委員選出に努めます。	市民協働推進課 行政改革推進室
②人材バンクの更新及び活用促進	男女共同参画人材バンクの更新を図り、人材の発掘・整理に努めるとともに、審議会等において推薦等ができるよう、活用の仕組みづくりに取り組みます。	市民協働推進課

3) 女性リーダー育成支援の充実

施策	具体内容	所管課
①女性リーダー育成のための研修機会の確保	国際性豊かで広い視野を持つ女性リーダーを育成するため、「女性の翼」への派遣を継続します。また、国立女性教育会館において開催される「男女共同参画推進フォーラム」への派遣を継続します。 さらに、学んだ知識や情報等を市民へ還元できるように、派遣後の報告会実施や多様な媒体の活用による情報発信等を図ります。	市民協働推進課
②女性団体の活動支援	宜野湾市女性団体連絡協議会をはじめ、婦人連合会等の女性団体の活動促進に向け、研修会の実施や団体間の連携促進等、活動支援を図ります。	市民協働推進課 生涯学習課
③女性起業家への支援	女性に特化した創業者向け資金「女性、若者／シニア起業家支援資金（沖縄振興開発金融公庫）」や各種融資制度の周知・活用促進を図ります。また、商工会女性部との意見交換等女性起業家のニーズ把握に努めます。 さらに、ふくふく講座において、女性の起業に関するテーマの講座を開催するなど、起業を目指す女性を支援します。	産業政策課 市民協働推進課